

滝川市くらし応援商品券事業  
参加店募集・換金に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、滝川市が発行する「滝川市くらし応援商品券(以下「商品券」)」事業について、滝川市くらし応援商品券実行委員会(以下「実行委員会」という。)の役割及び必要な手続き、運営方法、その他の事項を定める。

(事業内容)

第2条 実行委員会は、参加店舗の募集及び商品券の換金を行うものとする。

(実施期間)

第3条 商品券事業の実施期間は、実行委員会の設立日から解散日までの間とする。

(参加事業所)

第4条 商品券を利用できる事業所(以下「参加店」という。)は、第9条の規定により登録をされた事業所とする。

(利用制限)

第5条 商品券は、参加店が取り扱う商品、修理、工事及びサービスの提供等の支払いに利用できる。

2 商品券は、次の各号に掲げるものについての利用はできないものとする。

- (1) 参加店があらかじめ登録手続きの際に除外を申し出したもの
- (2) 商品券を現金化すること
- (3) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ
- (4) 換金性の高いもの(印紙、切手、はがき、宝くじ、プリペードカード等)
- (5) 参加店自らの事業上取引(商品仕入等)
- (6) 売掛金の支払い

(ポイント等)

第6条 参加店が独自に実施するポイント、スタンプ事業に係るポイント等の付与は、参加店の判断に委ねるものとする。

(紛失等の責務)

第7条 滝川市が発行した商品券の盗難、紛失、滅失については、受領者の責務とする。

(不正利用の損害)

第8条 商品券の偽造等の不正利用により商品券事業に損失を与えたときは、当該不正利用者が損害金の全部を申し受けるものとする。

(参加資格)

第9条 参加店は、滝川市内に店舗又は事務所を有する者のうち、商品券事業に参加を希望する次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 滝川商工会議所会員
- (2) 江部乙商工会会員

(3) 滝川市商店街振興組合連合会会員

(4) 実行委員会が認めた事業所

(募集方法)

第10条 参加店の募集及び周知方法は、実行委員会が別途定めるものとする。

(登録手続き)

第11条 登録手続きを希望する事業者は、申込期限までに次の各号に掲げる区分に応じた申込先に申請を行い、実行委員会の承認を受けるものとする。

(1) 第9条第1号から第3号に規定するものは、自ら所属する各団体（滝川商工会議所、江部乙商工会及び滝川市商店街振興組合連合会）に申請する。

(2) 第9条第4号に規定するものは、実行委員会事務局に申請する。

2 実行委員会は、前項の規定による参加申込申請があったときは、申請者が参加資格を有するものであることを確認及び承認の上、参加店ポスター及び参加店証を交付するものとする。

(換金期間)

第12条 参加店が利用者から受け取った商品券の換金期間は、令和8年4月2日から令和8年9月30日までの間とし、換金期間を経過した商品券は無効とする。

(換金方法)

第13条 参加店が利用者から受け取った商品券の換金方法は、滝川商工会議所、江部乙商工会に持参し換金請求するものとする。

2 滝川商工会議所、江部乙商工会は、商品券と請求額を照合し現金と交換するものとする。また、参加店が指定する銀行口座等に振込を希望する場合の手数料は、参加店の負担とする。

3 実行委員会は、換金をする場合、次表の参加店の区分に応じた手数料を徴するものとする。

区分	手数料
(1) 滝川商工会議所、江部乙商工会、滝川市商店街振興組合連合会の会員	無料
(2) 上記団体の非会員で資本金が1千万円以下の事業所	2%
(3) 上記団体の非会員で資本金が1千万円超の事業所	5%

(参加店の責務)

第14条 参加店は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 参加店ポスターを利用者の見やすい場所に掲示するなど、参加店であることを利用者に周知すること。

(2) 利用者から受け取った商品券には、事業所印を押印すること。

- (3) 他事業所の押印のある商品券は受け取りを拒否すること。
- (4) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに実行委員会事務局に申し出ること。
- (5) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- (6) 参加店が自らの世帯に配付された商品券の直接換金は禁止する。
- (7) この規約及び実行委員会からの指示を遵守する。

(参加店資格の喪失等)

第15条 実行委員会は、前条各号に掲げる事項に違約する行為が認められた場合、換金の拒否、参加店の取り消し及び損害金の請求等を行うことができる。

(紛失等の責務)

第16条 参加店が利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失により損害を被ったときは、当該損害は参加店の責務とする。

(届け出事項の変更)

第17条 参加店は、参加手続きの際に申し出た内容に変更が生じたときは、速やかに実行委員会事務局に届け出るものとする。

(実行委員会の責務等)

第18条 実行委員会は、次の各号に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) 滝川市からの補助金は、換金原資及び事業運営費に使用すること。
- (2) 換金した商品券の枚数、金額、参加店名等を記載した記録を残すこと。
- (3) 換金した商品券は事業終了時まで保管管理すること。
- (4) 実行委員会の過失による商品券の盗難、紛失による損害は、実行委員会の責務とし、損害を補てんするものとすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、商品券事業に必要な運営管理を行うこと。

(問い合わせ先)

第19条 商品券事業の参加店募集、換金についての問い合わせ先は次のとおりとする。

団体名 滝川市くらし応援商品券実行委員会

住所 滝川市大町1丁目8番1号 滝川商工会議所内

電話番号 0125-22-4341

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、商品券事業の実施に伴い必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この規約は、令和8年1月 日から施行する。